

令和3年 介護用品（紙おむつ等）事業

介護用品を使用している高齢者や障がい者（児）の経済的負担を軽減するため、介護用品の「宅配」と「購入費助成」の2つの事業を行います。

■ 対象者

町内に住所を有し、かつ、介護保険施設に入所していない方（入院中は除く）で、次のどちらかに該当する方

- (1) 65歳以上の方
 - (2) 65歳未満の方
 - ①要介護（要支援）認定を受けている方
 - ②身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方
 - ③指定難病の方
（「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づいた難病の方）
- ※年齢・手帳取得等の基準日は令和3年1月1日となります。

平成30年度から事業の対象になりました

- ◇ グループホーム・サービス付有料老人ホームをご利用中の方
- ◇ 介護保険施設から医療機関に一時的に入院した方

■ 対象となる介護用品

- ① 紙おむつ、
- ② 尿取りパット、
- ③ 使い捨て手袋、
- ④ 清しき剤、
- ⑤ ドライシャンプー、
- ⑥ おしりふきタオル、
- ⑦ 介護シート

■ 事業の上限額

	要介護5 ^{※1} の方	左記以外の方
「宅配」事業	8,000円/月	6,000円/月
「購入費助成」事業 ^{※2}	100,000円	72,000円

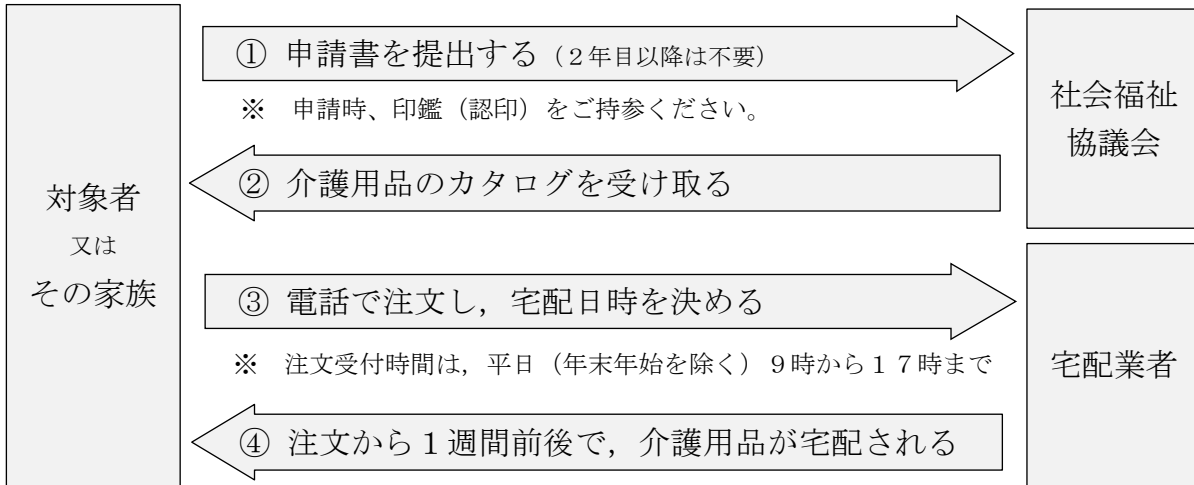
※1 令和3年1月1日を基準日として、要介護度を判断します。

身体障害者等級1級・指定難病・障害者支援区分6・療育手帳マルAの方は要介護5と同等とします。要介護5また同等となる場合、手帳等で確認させていただきます。

※2 「宅配」事業と併用する場合は、上記の金額から「宅配」事業の年間給付額を差し引いた額を上限額とします。

■ 事業の利用の流れ

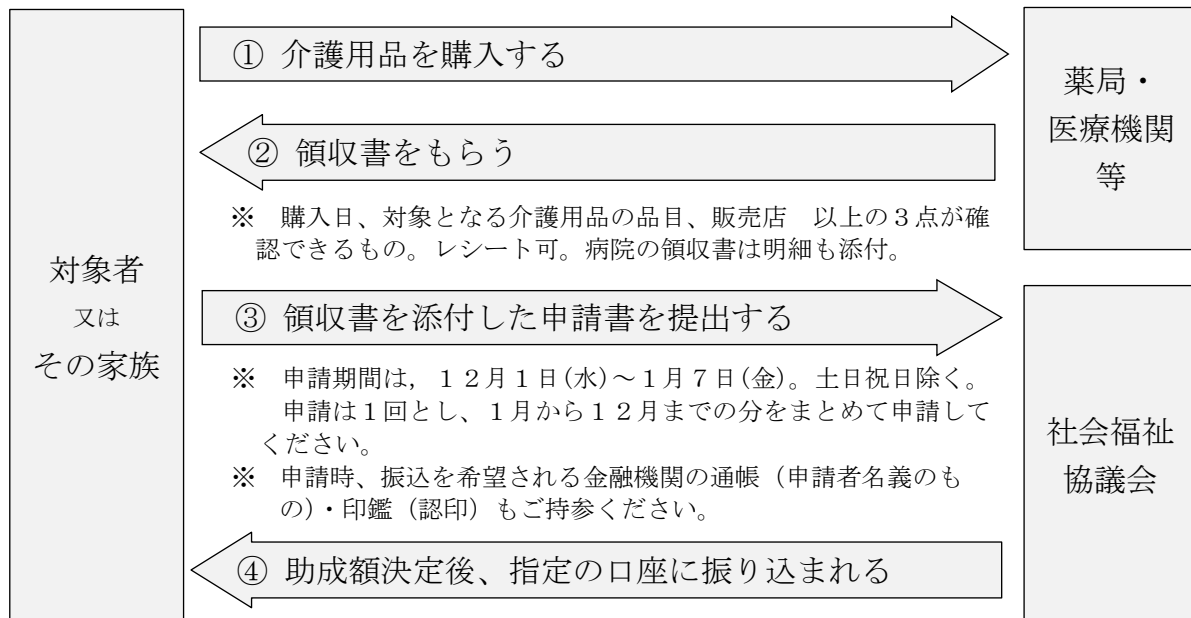
「宅配」事業



お使いになりたい介護用品をカタログから選んで、電話で注文すると商品が宅配されます。

前月21日から当月20日までを当月分とし、月に1回注文できます。

「購入費助成」事業



社会福祉法人 **大子町社会福祉協議会**

〒319-3526 大子町大字大子722-1 大子町文化福祉会館「まいん」内

TEL **0295-72-2005** FAX 0295-72-1121